

火花

第 12 号

1982, 4

- | | |
|--|----|
| ◎原水禁運動の破産と今日の「反核」運動 | 1 |
| ◎「反核」のスローガンについて | 9 |
| ◎権力分析 No. 5
——監獄法改悪—警察拘禁施設法制定策動を粉碎せよ!—— | 13 |
| ◎政治日誌（1982年2月15日～3月14日） | 17 |
| ◎『火花』総目次（創刊号～第12号） | 21 |

火 花

第 12 号 1982, 4

火花編集委員会

原水禁運動の破産と今日の「反核」運動

いま、ほとんどの先進資本主義国で、「反核・反戦・平和」の声が、あらゆる階級・階層の人々から発せられている。そして、それは一つの巨大なうねりとなりつつある。

日本においても、三月二一日の「八二年・平和ヒロシマ行動」には約二〇万の人々が参加している。

五月二三日の「東京行動」は、これをうまわる規模になることはまちがいない。

プロレタリアートは、この「反核」運動をどのようにとらえねばならないかを考察してみよう。

I

「反核」運動ということではわれわれが知っているのは原水禁運動のことである。

歴史的にみると、それは一九五〇年三月に平和擁護世界大会委員が発表した「ストックホルム・アピール」からはじまっている。

爆禁止世界大会が開かれ、以来今日までつづく運動が展開されている。

しかし、いま、世界一日本でおこっている「反核」運動の高揚はたんにこの「原水禁一平和擁護運動」の延長上にあるわけではない。たしかに、三・二一「ヒロシマ行動」を準備したのは、原水禁運動の四つの潮流（日本共産党系、社会党・総評系、民社党・同盟・自民党系、市民団体）のうち、民社党・同盟・自民党系をのぞく三つの潮流が中心となって結成している「第二回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民連絡会議」である。だが、三つの潮流が特殊今日的に中心になっていることの意味——つまり、原水禁運動の歴史における評価・客観的意味——が問題である。

II

「原水禁一平和擁護」のスローガンは、敗戦帝国主義日本の地位によって、五〇年代に一定大衆性をもってひろがった。しかし、五〇年代後半からの高度経済成長の開始とブルジョアジーの「自主性」の回復をめざした安保改定をへて、日本資本主義の政治に融合し、反動に転化した。

したがって、六一年分裂——主要には原水協（日本共産党）と原水禁（社会党）との——の直接のきっかけはソ連の核実験再開をめぐってだが、背景には六〇年安保闘争で後方にしりぞき、資本主義と融合しはじめた原水禁運動の展望をめぐっておこっている。

日本共産党は、「反米闘争」の強調や「反独占・議会主義」の政治をおしだすことによってヘゲモニーをにぎろうとしていく。そし

このアピールは、①原子兵器の絶対禁止、②そのための国際管理、③最初に核兵器を使用する政府に戦争犯罪人、を骨子とし、戦後平和運動の原点になったものである。

ただし、このときは大衆運動としては発展していない。

原水爆禁止の本格的な大衆運動が芽ばえるのは、五四年三月一日のビキニ事件を契機としてである。そして、五五年八月に第一回原水

で、ここからソ連の核実験を防衛的なものと評価した。

これにたいし、地婦連や日青協等は市民主義的路線にしがつき、非政治主義でもってその純化を主張した。そして、社会党がこれを支持し、「中立主義」をもって、「いかなる国の核実験にも反対」を立場としていく。

一方、民社党・同盟・自民党は、資本主義との融合の発展をめざす形で、「核禁会議」を組織する。

ごらんのように、六一年分裂は、原水禁運動の破産をしめしている。

したがって、六〇年代中期から後期の「反核・恒久平和」の運動は、ベトナム革命戦争を先頭とする国際階級闘争の高揚を背景とした反戦青年委員会・全共闘—新左翼諸派の闘いとして展開されたのである。

III

では、この破産した原水禁運動はその後どうなったか？

まず、統一への最初の動きは、七〇年代中期に勝利した日本資本主義と社共路線（革新自治体路線）の一定の成功を背景としてあらわれている。

日本資本主義は、七〇年安保闘争において、新左翼諸派の闘いを街頭闘争で封じ込め、勝利した。そして、この地平から本格的な再分割戦、国際帝国主義勢力再編に介入を開始していく。

社共は、この資本主義に一方で寄生しながら、他方ではその諸矛盾（環境破壊・公害、住宅難、インフレ等）を「革新自治体—連合

政府」で解決しえるかのような幻想をふりまくことによって「票」をのばし、「革新自治体」をつくりだした。

原水禁運動でも、この選挙における社共統一戦線を背景として、統一への動きがあらわれる。

七五年に、社会党、総評、中立労連、日本共産党、平和委員会、科学者会議、被団協の七団体による「原水爆禁止運動の統一をめざす七者懇談会」の発足がそれである。

統一は順調にいくかにみえた。しかし、この動きはすでに破産していた原水禁運動を民主主義的幻想でつくるものではないことがただちに暴露される。

第一には、「いかなる国の核実験にも反対」等をめぐる日本共産党・原水協と社会党・原水禁の対立が、矮小なセクト主義の対立ではないことの露呈として。【註】

第二には、日本資本主義の「合理化・人べらし」「赤字財政」を基礎とする攻撃の前に「革新自治体―連合政府」路線が破産し、社共統一戦線が崩壊したことによってである。

【註】日本共産党は七三年以降、情勢の変化を理由に中ソの行動が全防衛的とはいえなくなったとして、中ソ核実験に「遺憾である」と表明したが、あいかわらず「反対」と表明することには反対してきた（八〇年にはいつて転換）。そして、それを合理化するために「いかなる国の核実験にも反対」を運動の原則として押しつけることに反対し、核戦争阻止、核兵器禁止という統一の旗を高くかかげ……（一九七三年「核実験禁止、核兵器全面禁止についての日本共産党の基本的見解」という論弁を弄している。

これにたいし、日本共産党・原水協は積極的に参加し、社会党・原水禁は消極的参加で追隨していくしかなかったのである。これは社会党につづいて共産党も、市民主義のレベルに完全に転落したことをしめしている。

V

今日、原水禁運動のなかで、社共は、いくつか対立する主張をおこなっている。

しかし、それは彼らの議会主義とブルジョア的墮落の程度の相違にもとづくものでしかない。

たとえば、「非核三原則の堅持」（社会党）か「非核三原則の法制化」（日本共産党）かといった対立は、自民党政権への信頼の度合いにもとづいており、ともにブルジョア民主主義の幻想にとりつかれたらえでの議論である。

また、原発問題についての「原子力の平和利用を含めて核エネルギー絶対反対」（社会党）、「安全性が保証されるなら賛成」（日本共産党）も同じ。社会党・原水禁はエコロジストのレベルまで転落し、日本共産党・原水協は資本主義のもとでも完全な平和利用があるかのような幻想をふりまいている。【註】

この社共が、市民団体や宗教団体・文化人に追隨している姿こそ、今日の「第二回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民連絡会議」の実状である。

【註】エコロジストは、原子核エネルギーそのものが本質的に危険だとらっている。しかし、原子核を爆発させている太陽

現実の核実験にたいする具体的態度が問題になっているときに、「いかなる国の核実験にも反対」と「核戦争阻止・核兵器禁止」との相違についてスコラ論議することが、どれほどの意味をもっているのか。それは自己の超階級的立場への転落を告白するものである。

IV

したがって、統一をめざす動きは、路線の革命的統一によってではなく、ボス交・とりひきによってすすんだのである。

日本山妙法寺の仲介で、七七年五月に原水禁・原水協はそれぞれ自由に解釈しえる文書でもって合意し、もって「統一実行委」を発足させ、八月に十四年ぶりの「世界統一大会」を実現した。このように社共がすすんだのは、それぞれの集票運動の利害にもとづいてである。

しかし、弥縫策はしよせんは一時的なものではない。ボス交はそのときどきによって不断に対立を形成していかざるをえない。

かくて、七七年の統一は、七八年の統一の保障にはなりえず、指導力をうしなった社共の無能力性をだれの眼にもあきらかにしている。

したがって、これ以降の原水禁運動統一へのイニシヤチブは、地婦連、日青協、被団協、生協連などの市民団体や文化人等になりつついくことになる。七八年に、彼らが中心になって「核兵器完全禁止、被爆者擁護をめざす国際大会を開催するためのよびかけ」を発表し、統一大会を準備したのがその最初である。

にわれわれが受けている恩恵を考えればおかしいことがわかる。原子核エネルギーの利用は他のエネルギー利用と同様に人類史にとって進歩である。ただ、独占・帝国主義のもとではその最初の利用が殺人兵器としてしか用いられなかったことや、資本主義下での原子力の「平和」利用が幻想でしかないことが、エコロジストのような考えをうみだしているのである。

問題はだれがなかにのために利用するかにあるのであり、これは原子核エネルギーといえども例外ではない。

VI

現在の市民団体・運動の左派的部分は、「反原発・反安保」を掲げることによって政治的分岐を一定つくっている。しかし、そこには雑多なイデオロギーが入りこんでいる。ただ、ほぼ共通しているのは「憲法」の美化や「中立主義」の志向である。

著名な市民運動家の一人である小田実氏は「朝日ジャーナル」四・二号の論文「『核』を超える倫理と論理の創成へ（下）」でこう述べている。

「戦争の原因となる抑圧のない世界をかたちづくる決意を『平和憲法』に具体化し……」（P十四）

「私たちの『反核』の力で泥沼から日本をまた世界を救い出せ……それには私たち自身が『核』を超える倫理と論理を……つくる必要がある……平和憲法にはその倫理と論理の原点なるものを私たちに与えている。そしてその原点から日本を

私たちがかけ離れさせたものとして、『安保』がある（同前）
「『安保』を破棄して、『安保体制』を打破することは、『非米』とともに『非ソ』の位置に日本をおくことだ」（同前）
小田氏によれば、日本の憲法は「戦争の原因となる抑圧のない世界をかたちづくる決意」が「具体化」されているのだそうである。そして、『安保』はこの「原点から」「日本を」「かけ離れさせ」ているので、これを「破棄して」「非米」「『非ソ』の位置に日本をおく」ことが、必要だといっているのである。

これは「安保破棄」「中立・平和の日本」（武装中立か非武装中立かを問わず）を主張する社共ともほぼ共通している。しかし、これほど子供じみた考えはない。

日本のブルジョアジーが、米帝の側が用意した「戦力」不保持と「非戦」をうたっている「平和」憲法を受け入れたのは、敗戦帝国主義としての地位と財閥解体攻撃等によって資本主義の力が弱められていたことにもとづいている。そして、日本資本主義のあらたな発展にもなり「憲法」との矛盾を彼らは「解釈改憲」をもってきりぬけている。したがって、いま、「改憲」の動きが目立ってきているのは、経済大国として成長し、侵略・反革命の道をまっしぐらにすすんでいる日本資本主義にとって、この「平和」憲法は窮屈になつており、**「体」にあわなくなつたからである。**

また、日本資本主義は、「安保」「憲法」を武器に、革命を阻止し、急成長をとげてきている。

したがって、「憲法」をもって「安保」と対決することはできずともない。かりに、「安保」を破棄し（もちろん、現在の情勢のもとでは革命ぬきにはありえないが）、改憲を阻止したとしても、

を背景として以降、同盟・「核禁会議」は世界大会に参加せず、独自運動を展開し、原水禁運動の解体・再編にのりだしていく。

「反核」を掲げながらも、実際には自民党とともに「反米」（「安保」にむかうことを阻止しつつ、「反ソ核軍縮」の民族排外主義運動をもちこんでいる。

事実、今年にはいつて、公明、民社、新自、社民連は「核軍縮連絡会」を発足させ（二月十日）、三月十三日には国連への署名提出について、「国民運動推進連絡会議」と「そろって提出したる」意向を表明している。また、あいつく芸術・文化人、科学関係者の「反核」アピールや、地方自治体の「反核」や「軍縮」決議にたいしても積極的介入で動いている。そして、これに宗教諸団体がつつむてくる。

注意しなければならぬのは、こうした動きが、八〇年代にはいつて急浮上している安保再改定、改憲、軍拡、核武装、海外派兵、有事研究・立法化、行革、労戦統一、原発等の日帝の策動に照応していることである。いまや彼らの戦術は、「反核・軍縮」のスローガンを超党派的に全面にだすことによつて、かかる日帝の策動を実質化していくものとして鮮明になつていく。

このことは、戦後、「平和擁護—原水禁」運動の中心にすわつてきた「社共政治」の破産のうえに、中道四派会がおどりてきていくことをあらわすものである。今日、社共は、それぞれ「反核—草の根運動」を展開しているが、それはほぼ全面的に中道四派会の政治と融合しつつあるといつてまちがいない。

独占資本主義国家となつていく日本が国際帝国主義の再分割戦や対立から無関係に「平和・中立」を維持できるはずがない。
戦争や核兵器を地球上から一掃するためには、「安保」等の軍事同盟を破棄するだけでは不十分なのであり、その基礎にある国際帝国主義・自国帝国主義を打倒し、新たなプロレタリア秩序をうちたてる必要がある。

VII

ところで、今日、日本資本主義の政治と融合して発展しているところの民社党・同盟・自民党系の「核禁会議」の動きが、「反核」運動の質を決定づけていく一つの強力な要因となりつつある。

△「核禁会議」と同盟は、七八年「国連軍縮特別会議」にむけて、七七年十一月に発足した「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」（その後、七八年五月に「国連に核兵器完全禁止を要請する日本国民代表団」に発展）には、原水協、原水禁に合流するかたちで参加している。また、七八年世界大会実行委へのオブザーバー参加、七九年大会では全面参加へとすすんでいく。

この時期における彼らの役割は、国連軍縮会議での自民党政府と原水禁運動諸団体の共同歩調を実績として、「官民一体」の排外主義的運動に集約することにある。しかし、ここでは実質的な役割は果たしていない。

そのためには、七九年十月の総選挙後の、社会党・総評のとりこみを環とする政治的な攻勢—労戦統一、「中道」勢力（民社、公明、新自、社民連）の新政結成への動き—を必要とする。これ

しかし、以上のことは、現在の「反核」運動の高揚をプロレタリアートが支持し、発展さすべきでないといふことにはならない。なぜなら、種々の団体・組織の主観的思惑と、運動全体が現実にはたしている役割は同一ではないからである。

この運動が先進資本主義国ではほぼ同時に展開されていることは、客観的・物質的に根拠をもっている。それはほかでもなく、七〇年代中期以降、顕著となつていく世界資本主義の危機（不況、失業、インフレ、貿易摩擦等）の増大や市場再分割戦の激化—軍拡路線にある。

昨夏、イギリスでは失業等を背景とする暴動が発生している。

また、なによりも、オランダではじまつた今日にいたる「反核」運動の高揚は、七七年八月のカーターによるNATO諸国への中性子爆弾配備計画の発表に端を発している。そして、八〇年〜八一年にいつきに全西欧に燃え広がったのは、七九年十二月NATO国防会議での「新型核兵器欧州配備」決定や、八一年一月に登場したレーガン政権の軍拡政策—とりわけ「相殺戦略—同時多発戦略」の正式採用発表、「限定核戦争」発言—が一つの契機となつていく。この日本でも、「安保再改定—改憲」策動や「有事研究」、軍備増強、リムバツク参加等への反発が基底にある。

このような現実の意味は、運動が客観的には、国際帝国主義・自国帝国主義の諸政策に対決するといふ役割をもっていることにある。そして、とくに重要なことは、反原発・反公害・反基地等を闘っている諸団体や、民主主義闘争をおこなつていく団体また、労働組合等がこの運動によつて急速に一つの流れに合流しつつある（基底として）点である。とくに、被爆問題や原発事故をめぐる闘い、

また、公開ヒヤリング阻止闘争を媒介に労働運動と結合しつつあった反原発運動が合流している点は注目にあたいする。

実際、三・二一「ヒロシマ行動」には、この兆候がみうけられた。そして、五・二三「東京行動」には、三里塚空港反対同盟はじめ、さらにおおくの諸団体が一同に結集せんとしている。

なるほど、それは六〇年代後半にみられたベトナム革命戦争を先頭とした後進諸国の民族解放闘争、中国プロ文革等を背景として先進資本主義国でほぼ同時に高揚した国際的反戦闘争と比較して、まだおくれしており、はじまったばかりである。また、真に革命的な党のはたらしかけが存在しないことによって、自然発生にとどまってい

る。にもかかわらず、この運動は、一つの巨大なうねりを形成しつつあることによつて、ほかでもなく資本にたいする一つの打撃となりつつある。

この点からいって、中道四派会の政治はけつして成功しないであらうし、社共はますます衰退していくにちがいない。

IX

したがって、この運動は広範な人民を政治にひきいれ、教育・訓練せずにはおかない。

運動の客観的役割が、資本にたいする打撃として発展すればするほど、ブルジョア政府は弾圧を強化せざるをえない。西欧諸国では、一部でガス銃等による弾圧がふたたび全面に登場し、街頭での衝突がおこっている。

このことは、労働者階級・人民に、武器を手にするこの必要性を自覚さすにちがいない。

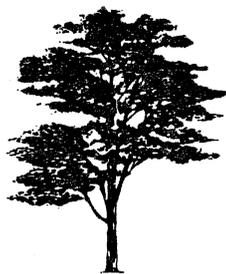
また同時に、全人民的政治的分岐の拡大も不可避である。

自民党―中道四派会が、「反核・軍縮」という超党派のスローガンで運動をどのように歪曲しようとも、そのなかからかならず、原発をめぐる問題や種々の国際連帯やNATO・安保等を粉砕する志向をうみだす。

「反核・反戦」―恒久平和の闘いは、独占資本の支配を打倒し、資本主義的私有財産をとりのぞき、戦争の原因をとりのぞくところまですすむことを要求する。

しかし、であればこそ、運動をどのように支持し、発展さすかをめぐって、種々の反動派・日和見主義党派との死活をかけた闘いが不可避となっている。

日本のプロレタリアートにいま、問われているのは、自民党―中道四派会および社共と仮借なく闘争し、「反核」運動のもつ客観的意義を防衛し、国際帝国主義・自国帝国主義打倒にむけて発展させていくことである。



「反核」のスローガンについて

いまや、「反核」のスローガンは一種の流行になった感さえある。右は宗教団体・自民党から、左はエコロジスト、新左翼までこのスローガンを掲げはじめている。驚くことに原発推進者まで「反核」の声をあげている。

しかし、であればこそ、われわれはその提起の仕方に注意をむけなければならない。

このスローガンは帝国主義の問題と関連させて提起することもできるし、あるいは一般的になんの条件もつけずに提起することもできる。あとの場合にはまったく無内容・無意味であるばかりか、反動的でさえある。

宗教団体や、自民党・中道四派会は一方では、条件をつけることに反対し、だれもが一致できる「反核」という形で提起している。

したがって、他方でかれらは「反米（反安保）」となることに反対し、「反ソ核軍縮」に集約することや、原発推進を条件とすることを提起している。

しかし、このような策動は逆にそれたいする新たな政治的分岐を「反核」運動においても形成せざるをえない。

この一つの典型として登場しているのが、原発発グループ、反公害団体、「日本はこれだよいか市民連合」等の市民主義諸団体の左派部分である。

三・二一のヒロシマ行動でまいたピラで市民連合は、「反核ならば原発／原発だから反安保」というスローガンをおしだしている。また、「原発はごめんだ広島市民の会」も、「反戦・反核・原発」を提起している。

ここで注意しておかねばならないのは従来、反核運動——原水禁運動——の中心にすわってきた社共が、自民党・中道四派会と明確な政治的分岐をつくりだしていない点である。

なるほど、社共はそれぞれ「安保放棄」と「原発」（社会党は絶対反対、日共は安全性が保障されなければ反対）を立場としている。この点では市民主義諸団体と同一である。

しかし、実生活においては議会主義路線における集票運動の利害をもっている分だけ、指導性の創出となっている。その分だけ、「草の根運動」の名のもとに「反核」のスローガンを抽象的、一般的にとりあつかっており、自民党議員が主になって結成している「国連軍縮議員連盟」への屈服となつてあらわれている。

これはもちろん、市民連合などが社共よりすぐれているということを意味するわけではない。

そのうえで、この超党派のスローガンのもとに、勤労大衆の反核・反戦・平和の声と行動を集約し、いっさいを「第二回国連軍縮総会」にむけた「挙国一致」の排外主義運動に歪曲せんとしている。

これによって、八〇年代に入って国論を二分する政策上の対立となつている、安保再改定、改憲、行革、労統一、原発などを背後におしやうている。そして、裏ではこの点での日帝の政治を着実におしすすめているのである。

実際、日米共同声明（八一年五月）を契機に、軍備増強、有事研究、海外派兵等の策動をますます強化している。また、同声明では核燃料サイクル、再処理の確立を米帝に認めさせ、独自核武装（米帝の核の共同利用の動きと並行して）の技術的保障に目度をつけている。

たしかに、「反核」のスローガンを自国帝国主義政府の諸政策との関係（反安保、反原発）で——また、日帝の核廃棄物の海洋投棄の糾弾との関係で——提起している点は、自民党・中道四派会との客観的な政治的分岐を形成しつつある。これによって、かれらが今日の政治的流動を一步前進させうる役割をになっていることはまちがいない。

しかし、真に革命的党派が存在していないこともあって、かれらが自然発生性にとどまっていることもまた、事実である。

それは、「安保を破棄した後どうするか」、「原発を推進しないならエネルギー問題をどうするか」というブルジョア側の側面攻撃のまえに有効に対応しえない形であらわれている。せいぜい、「中立・平和の日本」や、原発反対一般——もっとも、エコロジストは、原子力エネルギーそのものを悪として否定し、太陽・風・水・植物・地熱などのソフトエネルギーの利用を対置している——がこれらの立場である。また、国際連帯といつても「第三世界諸国（階級闘争）との結合」一般にとどまっている。

では、革命的プロレタリアートは、この問題をどのように提起すべきであろうか？

人類が原子力エネルギーの利用を発見したのはまちがいに偉大な進歩である。エコロジストのように、放射能の制御が永遠に不可能だと考えるのは非科学的である。もちろん、石炭、石油、原子力エネルギーとともにソフトエネルギーの開発が重要なことはいずれでもない。

ところで、この原子力エネルギーの人類最初の利用が独占資本主義・帝国主義のもとでおこなわれたために、まず殺人兵器（原爆）

資料 ① 反核・軍縮問題に対する諸党派の態度

	核兵器	軍縮	原発
自民党	非核三原則維持 三原則の見直し必要	自主防衛力の拡大・シ ーレーン防衛積極推進	積極推進(国益)
社会党	非核三原則完全実施 非核地帯創設	完全軍縮 シーレーン防衛反対	安全の未確認現状 では反対
公明党	非核三原則堅持	自主防衛の現状維持 シーレーン防衛反対	推進承認
民社党	非核三原則維持 有事のもちこみ承認	自主防衛力の拡大・シ ーレーン防衛積極推進	積極推進(国益)
共産党	非核三原則完全実施 法制化実現	軍事費削減 シーレーン防衛反対	原子力平和利用三 原則貫徹(国益)

(1982年3月末現在一新自、社民連および新左翼諸派は除く)

資料 ② 核兵器保有国および潜在的保有国

核兵器国	(その気になれば)核爆発実験が可能な国		
	3年以内に	4~6年で	7~10年で
米-45	日本	「韓」国	イラク
ソ-49	イスラエル	ブラジル	リビア
英-52	西独	アルゼンチン	ルーマニア
仏-60	イタリア	ベルギー	フィンランド
中-64	カナダ	オランダ	
	台湾	ノルウェー	
	南ア	チェコ	
	オーストラリア	東独	
	スペイン	ポーランド	
核爆発 実験国	パキスタン	オーストリア	
	スウェーデン	デンマーク	
印-74	スイス		

(1981年朝日新聞調査室作成)

としてあらわれた。これは、原子力エネルギーそのものに原因があるのではなく、帝国主義こそがその原因である。ここからして、利潤しか考えない資本主義のもとでは、原子力の平和利用ということが幻想でしかなく、原子力発電で産みだされるプルトニウムが核兵器に利用されるのも不可避なのである。また、今日ソ連などにおける原子力エネルギーの利用が同様のあらわれ方をしているのは、いったんプロレタリアートが勝利しながらも世界革命の挫折のなかで変質し、労働者大衆にたいする新しい支配階級が登場していることにもとづいているのであって、原子力そのものに原因があるわけではない。

その意味で、地球上から核兵器を完全に廃止するためには、国際帝国主義を一掃し——ソ連などの社会革命も——、全世界的にプロレタリア秩序をつくりだし、ブルジョアジーを収奪することが、今日の情勢のもとでは不可欠である。

この一連の革命ぬきに、一般的に「反安保」、「反原発」など帝国主義の諸政策にたいする闘いとの関係でのみ「反核」を提起するのでは、決定的に不十分なのである。

したがって、革命的プロレタリアートは「反核」スローガンを、反安保、反改憲、反労働統一、反原発など帝国主義の諸政策に反対する闘いと同時に、地上から資本主義・帝国主義を一掃する闘いと結びつけて提起しなければならない。

労働者の自覚した前衛のスローガンと、大衆の自然発生的要求は別物である。反核・反戦・平和の渴望は、資本主義のもとでの生活破壊、環境破壊や、帝国主義の戦争準備の策動に、人々が幻滅を感じはじめていることの一つの重要な兆候である。革命的プロレタリアートはこの兆候に注意をはらい、その気分を利用しなければならぬ。そのためにはほかでもなく、「反核」のスローガンを、国際帝国主義打倒と結びつけて提起することがもとめられているのであって、逆にこの問題をあいまいにし、二つの敵対的階級や二つの敵対的政策を「和解」させるために抽象的一般的に、また、中途半端に掲げるべきではない。

いま、労働者階級、人民に最大の害をもたらしているのは、「反核」のスローガンを、超党派的——また中途半端——に提出している者である。

監獄法改悪—警察拘禁施設法制定策動を粉碎せよ!

つぎの文書は、「監獄法改悪—警察拘禁施設法制定」に関して、一読者から投稿されたものである。この文書は、今日の階級関係をトータルにとらえておらず、思想的に市民主義と密通する傾向から自由でない点で限界をもっている。しかし、いま問題になっている「刑法改悪—監獄法改悪」を断固たる戦闘精神で糾弾し、その粉碎のために大衆的決起をよびかけている点で、すくなくない積極的意義をもっている。すべての読者諸氏がこの闘いに決起し、そのなかで自主的にとりあつかりようを要請する。

I
まず、資料の新聞切り抜きをみてほしい。従来から弁護士接見の妨害、拒否が頻発していたが、今や弁護士選任そのものの妨害、拒否が常態化しつつあるのだ。

刑事訴訟法は、被疑者、被告人の弁護士選任権をまったく無条件に認めている。また弁護士との接見・交通も例外的に日、時、場所を検察官・警察官が指定しうるとしているものの、接見・交通そのものは認めている。例外規定をタテとした接見・交通権の否定から、弁護士選任権そのものが否定されようとしているのだ。

こうした露骨きわまりない攻撃、監獄(刑務所、拘留所、警察留置場)を弁護士、救援活動から完全に遮断せんとする攻撃が、監獄法

改悪、警察拘禁施設法制定策動によって一挙的に加速されている。この監獄法改悪、警察拘禁施設法制定攻撃は、刑法改悪とまったく一体のものとしてあり、相互に補完しあうものである。刑法改悪にたいする闘いが、さまざまのレベルでとくりまわっている中で、この監獄法改悪および、警察拘禁施設法制定にたいする闘いの構築はたちおかれている。先進的プロレタリアートは、この国家権力—ブルジョアジーの攻撃を刑法改悪と一体のものとして、かならず粉碎しなければならぬ。

II
監獄法改悪について。

監獄法改悪の動きにたいしては、刑法改悪の動きへの対応と比し

て、注目が弱かった。また注目されるとしても、代用監獄制度(刑務所、拘留所)のかわりに警察留置場を使う制度)の存否に関心が集中してきた。もちろん、代用監獄制度が数限りないえん罪事件をうみだしてきた最大の支柱であったことからして、これは当然でもあった。

だが改悪のポイントがただここにあるのではない。この代用監獄制度が粉碎されれば、法務省が巧みにキャンペーンをはっている近代化、国際化、法律化が名実ともに実現し、現行法のもとでも、被疑者、被告人、受刑者の利益になると考えることはけっしてできない。監獄法改悪は徹頭徹尾、監獄を弁護士・救援活動の手のとどかぬ場として確立し、収容者を権力が勝手にままたまに処理することをねらったものである。

「改正要綱、法律の目的」はつぎのようにいう。「この法律は刑事施設の適正な管理運営を図り、被収容者の人権を尊重しつつ、拘禁の性質に応じた適切な処遇を行うことを目的とす」と。ここにあらさかなように、改悪の精神は国家権力が、収容者をトータルに処理することを、従来からの実態をふまえ明文化し、さらにこれを強化、拡大、徹底せんとするところにある。

静岡刑務所々長柳本正春は公然という。「受刑者の生活態度、物の考え方、ひいては性格、人格等の変革を目指した特定のプログラム」という意味での「処遇」と。

こうした改悪の精神からは第一に、当然にも、収容者のあれこれの権利は、国家権力—当局が一方的にあたる恩恵となる。つまり、接見、交通などの制限の明文化、制度の拡大(とくに死刑囚への)。これは、連合赤軍、東アジア反日武装戦線の諸君への死刑攻撃をは

じめ、今後、階級闘争の激化の中でますます死刑攻撃がよまるとあることを考えるとき、重大な問題である)である。

また第二に、懲罰体制が明文化され強化される。「刑事施設の規律秩序は厳正に維持しなければならない」なる露骨な文言がかかげられ、拘束具の使用が明文化され、ロボットミ—手術をはじめとした、いわゆる強制医療(医療の名による拷問、抹殺)が拡大、強化される。

代用監獄制度、すなわち、精神的肉体的拷問体制の存続は当然のこととしてもちこまれていた。

さらに第三に、いっさいの監獄を弁護士、救援活動の手のとどかぬ所として確保したいという基本思想は、これをうちやぶらんとする闘いへの公然たる直接の攻撃手段を用意することになる。

「要綱四三、四四、八一、八三各項」。たとえば四三はいう。「第三者が、不法に刑事施設に侵入し、その設備を損傷し、受刑者の看取もしくは護送を妨害し、もしくはこれらの行為をまさに行おうとし、または受刑者による逃走もしくは刑事施設の職員の職務執行に対する反抗を現場で援助し、あおり、もしくはそのかす場合において、その抑止または防止のために必要があるときは、当該第三者に對し、事態に応じて必要かつ相当の限度において、実力による規制を加えることができる。」このため警備隊の設置、機動隊と同じ装備、そして火器の使用が規定される。

刑法改悪と一体となったこのような監獄法改悪策動は不可避に刑事訴訟法改悪につながざるをえないし、現に法務省刑事局長前田は八〇年十二月十八日国会参議院法務委員会でのむねを公言している。

監獄法改悪で公然と代用監獄制度存続がうちだされる中で、これ
をうけて警察庁は警察拘禁施設法案をもちだした。従来から代用監
獄留置場があらゆる拷問、自白の強要などの場であることから
この法案には、国家権力のホンネがもっともストリートにあらわれ
ている。

接見、交通の制限、懲罰制度の強化、差し入れ制限、弁護士、救
援活動家への活動制限、身体検査実施など監獄法改悪の内容をさら
に一步すすめた攻撃がもりこまれていたのだ。

資料にあった弁護士選任権剝奪の明文化まであと一步のところま
できている。かくして、実態はさらにいきおいをえた当局において
そのさきへとすすめられるであろう。

IV

監獄法改悪―警察拘禁施設法制定策動の攻撃は、ひとりプロレタ
リアートだけでなく、すべての闘う大衆、闘わんとする大衆への攻
撃である。われわれは、人権を守ろうと声をあげた人々をもふ
くめて、広範な大衆に、策動粉砕の闘いへの合流をよびかけていか
ねばならない。

一方で、ここ十年、長期拘留の人々を中心にして、救援活動を闘
ってきた人々に加わってすすめてきた獄中組合の闘いをはじめ、種

々様々の獄中環境改善の闘いに断固連帯し、闘いの輪をひろげると
ともに、同時にこれと結びつけて、ますます悪化する獄中環境の
態を法制化し、そのうえにさらなる攻撃をかけんとする監獄法改悪
―警察拘禁施設法制定策動粉砕の闘いを、獄中獄外に広く組織して
いかねばならない。

あらゆる戦線に監獄法改悪粉砕―警察拘禁施設法制定策動
刑法改悪粉砕とワンセットでもちこんでいこう！

だが、先進的プロレタリアは、こうした闘いとどまっては
ならない。こうした闘い―政治的民主主義を闘いとる闘いを、プロ
レタリアートの独自の闘い、すなわち、監獄制度そのものの根拠で
ある資本主義・帝国主義の打倒と結びつけて闘わねばならない。先
進的プロレタリアは、最大限に合法性を利用して、獄中獄外をつ
うじた秘密の連絡網を形成し、さらに、露骨な収容者抹殺攻撃その
ものをまっこと粉砕する闘い、すなわち、非合法の闘いを構築
していかなねばならない。監獄法―警察拘禁施設法が準備する武装弾
圧にたいして、それをうちやぶる闘いの準備と組織化をすすめてい
かねばならない。

【付】警察庁は、警察拘禁施設法案を、とるにたりない手直し（
懲罰中の「閉居」の削除のただ一項）のみで、名称を留置
場法案として、この四月中にも国会上程をはかっている。
あらゆる戦線に刑法改悪阻止とともに、この留置場法案国
会上程阻止を闘いぬこう。

【資料】

警視庁・目白警察署が 弁護士選任妨害

二月十九日午後二時すぎ、三重ては、まず「センターに連絡して」当然にも拒否する。調書への署
塚三・二八闘争にむけて二期攻撃と答え、きつめた、刑事が「俺は公名・指印の義務もない。彼
実力阻止へ決起をよびかけるステ安担当じゃないからよくわからんらは何と、A君の目の前でその書
ッカーをはっていった二名の仲間もっと詳しく説明しろ」というの類を破いてしまった。そして、ま
が、軽犯罪法一条三十三号違反で、「救援連絡センターの指定すた新しい紙をとり出して、同じ質
(ステハリ)容疑で目白警察署にる弁護士を選任する。センターの問を繰り返してきた。これが不正
不当にも逮捕された。電話番号は五九一―二二〇一だ」なイヤガラセでなぐり回さう。

目白警察署は「のうち一名にたと、救援センターへの選任の意志を明確に表明した。
いして、全く不法な弁護士選任のと、だが、刑事らは、「キュー
妨害を行った。エンというのほらういう字を書く
このA君は、逮捕後目白警察署のか、お前の紙に書いてみる」怒りの完熟を貫いた。
へ連行され、五十歳前後の私服刑と紙とペンを本人の前に出してきこれがA君への弁護妨害の事実
事二名(その夜の当直で佐藤某と「弁護士なのか、弁護士なを経過である。
もうひとり)によって最初の取調たり、「弁護士なのか、弁護人なセンターは、この弾圧で弁護の
を受けた。弁護録取書の書類を作のか、どうなんだ」としつこ通知を目白署から受けたとき、二
つてゆくの過程で、A君は、速く質問するな、さんさん不当な名逮捕者のうち一名が、弁護士
捕理由への弁解や氏名・住所等のいがかかりをつけてきた。選任について何も意志表示してい
質問には一切答えなかった。その上、いやいやながらも、よない、と聞いた。急のために本人た
しかし、「これは、君にとってうやへ、その書類を書きおえたさちが検事釈放になったところで事
一番重要なのだが、弁護士はこごまで、今度は、A君に署名と指印を強制してきた。A君が、全く
うするの」という質問にたいし、実を確認した。このような妨害

(『救援』No.一五五―八二・三・十)

世界

二月十五日▽米帝—対エルサルバドル援助を従来の七千万ドル強から六億ドルへ増額すると発表。▽イスラエル—同軍のチラン駐留に米帝が同意したと発表。

二月十六日▽「韓」国—外相、日「韓」経済協力問題で日帝が理解を示し、早期解決の見通しを表明。同日、ソウル地裁、在日朝鮮人李氏にスパイ容疑で死刑判決。▽ポーランド—党機関紙、教会の反軍政行動を公然と批判。

二月十七日▽フランス—コルシカ民族解放戦線、パリで十九か所の同時爆破闘争を敢行。▽エルサルバドル—政府軍、一年間に民間人一万三千名を殺す(スウェーデン社民党発表)。▽ポーランド—二日間に一万五千名を連行、三千五百名を逮捕。

二月十八日▽朝鮮民主主義人民共和国—「韓」国への石炭輸出、初の直接輸送。

日本

二月十五日▽首相・国防会議、F4爆撃装置とりつけの報告を受けていないと表明。▽東富士で初の日米陸上の凶上演習を開始(十九日)。

二月十六日▽外相、日「韓」経済協力問題で「韓」国の総枠援助要求に応じる意向を初表明。▽政府、F4問題で爆撃装置をつけないとした増田発言は失効したと表明。▽全国金属第四九回臨時大会、「統一準備会」参加を承認。

二月十七日▽民社党第二七回全国定期大会で同党委員長、「八三年決戦」は八二年決戦へ早まろうと発言。▽沖繩・那覇市、自衛隊の市有地利用は違法として強制移転の方向を示す。▽在沖米海兵隊、実弾射撃演習を強行。

二月十八日▽日「韓」経済協力第二回実務者会談開催、五月の外相会談で決着すると確認。▽在沖米海兵隊広報、二月八日—十一日に沖繩周辺で米帝の在アジア空軍が参加した「コーラル・エイユス・コープ・ダイアモンド82-2」を遂行したと報道。

二月十九日▽アメリカ—エルサルバドルへの軍事介入に米国民の九〇%が反対(ギャラップ世論調査)。▽リビア—イラン—経済・文化両協定に調印。

二月二十日▽西ドイツ—米帝のエルサルバドル介入へ抗議デモ。

二月二十二日▽メキシコ—大統領、不干渉・不侵略の中米和平計画を発表。▽アフリカ統一機構—サハラ・アラブ民主共和国の加盟を承認。

二月二十三日▽イギリス—ウエールズ、「非核州宣言」を採択。

二月二十四日▽米帝—中米への直接軍事侵略を示唆。▽シリア—ハマ反政府蜂起の終結を宣言。▽ポーランド—軍政下で初の党中央委総会、地下反政府行動が未だ活発なため戒厳令の維持が必要と確認。▽中国—「ソ連およびキューバの脅威」を強調した米帝の対中米政策は行きすぎていると、七二年以降初の米帝批判。

二月二十五日▽チリ—軍政批判の労組委員長が暗殺される。▽カナダ—国防相、核兵器の年内全面廃棄を明示。

二月二十六日▽ソ連—日帝の対「韓」政策は「日米韓三国軍事同盟をめざしている」と批判。

二月二十七日▽ポーランド—国会、「救国合意戦線」創設計画を可決。▽オランダ—米帝のエルサルバドル侵略へ抗議デモ。

二月二十八日▽仏帝—反原発デモへ武装警察軍をはじめて投入。

日に沖繩周辺で米帝の在アジア空軍が参加した「コーラル・エイユス・コープ・ダイアモンド82-2」を遂行したと報道。

二月十九日▽全日本造船機械労組第一〇七回中央委、「統一準備会」参加を決定できず。▽外相、米帝海軍の核巡航ミサイル八四年配備通告を正式に受けていると表明。

二月二十日▽社会党、「原発対策全国連絡協議会」を結成。

二月二十二日▽政府、武器の日米共同研究・開発に統一見解を示し、安保は武器輸出三原則に優先すると表明。また、「一兆円減税の拒否」を確認。

二月二十三日▽政府、「ポーランド制裁」を正式決定。▽文相、「建国記念の日式典・八紘一宇発言」を承認すると表明。

二月二十四日▽全国金属東京地本、「統一準備会参加の全国大会決定の承認」を否決。

二月二十五日▽在日米軍(岩国核部隊など)、「チーム・スピリット82」へ参加。▽大阪高裁、「日本赤軍メンバーと会ったことのある者」への旅券発給拒否は正当と判決。

二月二十六日▽部落解放同盟、北九州市の土地疑惑問題で「中間報告」—自己批判を発表。▽京都地裁、竹内氏に懲役六年を判決。

二月二十七日▽海上自衛隊艦船、「リムパック82」へ抗議行動のなかで出航(横須賀)。

三月一日▽米帝―米日関係公聴会で、日帝の「防衛分担拡大・シーレーンカイリ防衛の確立・防衛費拡大」が強調される。▽ソ連・ポーランド―両党書記長会談。

三月二日▽「韓」国―全独裁一周年恩赦で金大中氏ら約三千名の減刑を発表。

三月三日▽アメリカカーバーモンズ州の七六市町村が反核決議、全土へ波及。

三月四日▽ポーランド―戒厳令以降、統一労働者党党員の一六四三名が除名ないし制裁を受ける(国営通信)。

三月五日▽米帝―核ミサイル・トマホークの太平洋艦隊導入は正式決定と明示。横須賀などへの配備も必至。

三月六日▽レバノン―内戦下の爆弾テロがあいつぎ、この二週間で三〇名の死亡。

三月七日▽グアテマラー血の戒厳令下で大統領選挙強行。▽イラン―左翼ゲリラとイスラム革命派が武力衝突(テヘラン放送)。

三月八日▽カリブ海―NATO演習「セーフパス82」を開始(十八日)。

三月九日▽「韓」国―カトリック教会、「労組への介入反対、労基法撤廃、低賃金反対」をアピール。

三月十日▽米帝―ニカラグアへのCIA軍事秘密活動の開始を承認。▽フランス共産党―書記長の訪中を決定。

三月十一日▽仏帝―八一年兵器輸出は一兆四千億円と発表(七割強が中東むけ)。▽国連―八二年の欧州失業者数は千六百万人、失業率も八%へ上昇するだろうと発表。

三月十二日▽ポーランド―「連帯」地下グループ、戒厳令導入

三月二日▽警察庁、「警察拘禁施設法案」をまとめる。▽全国水産社創立六〇周年集会。

三月三日▽日教組第一〇六回中央委、統一スト戦術の不採用を決定。▽全電通第八六回中央委開催。

三月四日▽最高裁、矢田事件の上告を不当にも棄却。

三月五日▽動労中央委、反合闘争の「柔軟な対応」を示唆。

三月七日▽旧軍・自衛隊OB、「反核、軍縮、文民統制」を掲げて「旧軍学校関係有志会」(仮称)活動を開始。

三月八日▽外務省、米帝の中米政策を支持し、強力な反革命援助をおこなうと表明。▽自治労臨時大会、賃上十二%台を採択。

三月九日▽大阪新空港計画の騒音テスト、騒音公害を再証明。

三月十日▽「反核大阪アピール集会」へ二千名が参加。

三月十一日▽「日韓協力委」、安保―経済協力を強調。▽兵庫県自立高教組結成。

三月十二日▽「日韓・韓日」協力委合同会議へ公明党が初出席。

記念日を「受け身の抵抗」で闘えと呼びかけ。

三月十三日▽ポーランド―東独、ポーランド三国の軍事演習「友交82」が開始(二〇日)。▽グアテマラー国会、極右のゲバラを大統領に選出。▽ベルギー―あいつぐ非核都市宣言。▽米帝―陸軍文書「空中・地上戦86」に戦術核の先制使用が明記。

▽京都府教委、昨秋の統一ストに地公法を適用して大量処分。

三月十三日▽三里塚周辺で十数か所の同時ゲリラ闘争(中核派が遂行声明)。

三月十四日▽日本原子力事業団、「むつ」関根浜母港化は可能と結論。

『火花』総目次（創刊号〜第十二号）

創刊号（一九八一・五）

- ▽ポーランド労働者の決起に呼応し、帝国主義の侵略・抑圧・反革命を粉碎せよ！
- ▽社・共等の日和見主義と闘争し、「改憲―安保再改定」攻撃を粉碎せよ！
- ▽「安保再改定」攻撃とプロレタリアートの階級闘争
- ▽「日朝連帯」とプロレタリアートの任務

第二号（一九八一・六）

- ▽反「安保―改憲」闘争とプロレタリアートの任務
- ▽大地震対策に名をかりた戒厳令体制準備——全国緊急道路網指定——を打ち砕こう！

▽入管体制再編攻撃粉碎！ 二つの朝鮮政策反対！

米日韓反革命軍事体制打倒の先頭にたち、日朝プロレタリアートの戦闘的団結を勝ちとろう！

第三号（一九八一・七）

- ▽「政権・治安―軍事・外交」をめぐる闘いとして、同盟・J.C主導の労戦統一策動との闘いを構築せよ！
- ▽「改憲―安保再改定」にたいする各党派の態度
- ▽中東情勢とわれわれの任務

第四号（一九八一・八）

- ▽帝国主義の侵略・反革命と国際階級闘争
- ▽日本共産党の『平和綱領』について
- ▽政治日誌（一九八一年六月十五日〜七月十四日）

第五号（一九八一・九）

- ▽自然発生性への拜跪を組織論化し、またもや登場しはじめている経済主義者の潮流を粉碎し、前進せよ！

▽日帝の反革命・侵略戦争準備の一環——「行政改革」策動にたいするわれわれの態度

▽政治日誌（一九八一年七月十五日～八月十四日）

第六号（一九八一・十）

▽個別闘争と反「安保・改憲」、反労働統一とを結合して闘うと同時に、プロレタリアートの国際的統一と共同行動を實踐せよ！

——今秋期闘争にたいするわれわれの方針——

▽いわゆる「北方領土」問題について

▽政治日誌（一九八一年八月十五日～九月十四日）

第七号（一九八一・十一）

▽真に革命的な政治闘争と結合して、一二・一四「準備会」発足を阻止せよ！

▽日朝プロレタリアートの戦闘的団結を押し進めよう！

▽日本共産党批判（上）

▽政治日誌（一九八一年九月十五日～十月十四日）

第八号（一九八一・十二）

▽帝国主義的労働統一に反対する運動（種々の共同行動）のただなかで、プロレタリア世界革命を準備せよ！

▽権力分析 №1——警察権力の再編と弾圧の実態——

▽日本共産党批判（下）

▽政治日誌（一九八一年十月十五日～十一月十四日）

第九号（一九八二・一）

▽西欧諸国の階級闘争は、なにをしめしているか？

▽ポーランド「連帯」・クルロンは勝利しうるか？

▽権力分析 №2——最近の政治警察による弾圧の一特徴について——

▽政治日誌（一九八一年十一月十五日～十二月十四日）

第十号（一九八二・二）

▽刑法改「正」（保安処分）案の今春国会に上程阻止闘争にたち、「障害者」解放運動との結合をかちとろう！

▽『労働情報』グループは、労働者をどこへつれていこうとしているのか？

▽権力分析 №3——「リムバック82」にいどむ自衛隊の現況——

▽政治日誌（一九八一年十二月十五日～一九八二年一月十四日）

第十一号（一九八二・三）

- ▽プロレタリアートはなぜ、準備会春闘―統一労組懇春闘に反対しなければならないのか？
- ▽「大国主義批判」にかくれた大国主義 ― 『赤旗』不破論文「スターリンと大国主義」批判 ―
- ▽権力分析 Ⅷ 4 ―― 電話盗聴の実態について ――
- ▽政治日誌（一九八二年一月十五日～二月十四日）

第十二号（一九八二・四）

- ▽原水禁運動の破産と今日の「反核」運動
- ▽「反核」のスローガンについて
- ▽権力分析 Ⅷ 5 ―― 監獄法改悪―警察拘禁施設法制定策動を粉碎せよ！ ――
- ▽政治日誌（一九八二年二月十五日～三月十四日）
- ▽『火花』総目次（創刊号～第十二号）

火花 第十二号

発行日 一九八二年四月一日

編集発行 火花編集委員会

定価 三〇〇円

火花 第 12 号

発行日 1982年4月1日

編集発行 火花編集委員会

定 価 300円